

(証券コード 5341)

2024年2月9日

株 主 各 位

大阪市中央区常盤町一丁目3番8号

ASAHI EITO ホールディングス 株式会社

代表取締役会長兼
社長

星 野 和 也

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.asahieito-holdings.co.jp/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、TOPページより「IR情報」「株主総会関連」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5341/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ASAHI EITOホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「5341」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年2月26日（月曜日）午後5時20分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2024年2月26日（月曜日）午後5時20分までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2024年2月26日（月曜日）午後5時20分までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年2月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番5号
マイドームおおさか（8階 第3会議室）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第73期（2022年12月1日から2023年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2022年12月1日から2023年11月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び株主総会資料掲載ウェブサイト並びに東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

「インターネットによる議決権行使のご案内」

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右片に記載のQRコード^{※1}をスマートフォン等^{※2}でお読み取りいただき、当社指定の「スマート行使」ウェブサイトへアクセスした上で画面の案内に従って賛否をご入力ください（議決権行使コード（ID）およびパスワードのご入力は不要です）。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。議決権行使後に賛否を修正される場合は、下記2.の方法により再度ご行使いただく必要があります。

2. 議決権行使コード（ID）・パスワード入力による方法

- (1) 当社指定の「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード（ID）およびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権行使コード（ID）およびパスワード（株主様に変更されたものを含みます）は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切に扱いください。パスワードを当社（株主名簿管理人）よりおたずねすることはありません。
- (4) パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 議決権の行使期限は2024年2月26日（月曜日）午後5時20分となっております。行使期限内に当社（株主名簿管理人）に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使いただきますようお願いいたします。
- (2) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (3) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットによる議決権行使の各方法は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

4. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル **0120-768-524**（年末年始を除く 9:00~21:00）

以上

※1. 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※2. QRコードを読み取れるアプリケーション（または機能）が導入されていることが必要です。

事業報告

(2022年12月1日から)
(2023年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本及び世界経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、経済活動が正常化に向かっており、景気の緩やかな回復が進んでおります。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化によりエネルギー問題等による原材料や輸送コストの高騰、円安などにより、不確実性の高い状況が継続しております。

このような経済環境の中、当社グループは、「中期経営計画2022年～2024年」を策定し、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』を基本経営方針として住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することのできる企業体へと転換を図っております。

世界情勢の先行きが未だ不透明な状況の中で、海外事業だけではなく、事業多様化戦略に取り組む必要があると考えており、基幹事業である衛生陶器事業に加えて、新規事業として立ち上げたEVスタンド機器の販売事業を促進し、新たな収益基盤の確保に努めて参ります。

売上面では、グループ会社の取得により増収となったものの、原材料の高騰、組織再編に要した費用並びに得意先の経営状態の悪化にともなう貸倒引当金の繰入などの増加により販売費及び一般管理費が増加しており収益の回復をすることができませんでした。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,517百万円(前期比54.1%増加)、営業損失は470百万円(前期は188百万円の営業損失)、経常損失は488百万円(前期は158百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は623百万円(前期は163百万円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

なお、当社グループは住宅設備機器事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

②設備投資の状況

当連結会計年度において新たに実施いたしました重要な設備投資は、ございませんでした。

③資金調達の状況

当連結会計年度において、第5回新株予約権が3,608個権利行使されたこと、第6回新株予約権が2,030個権利行使されたこと、及び第7回新株予約権が180個権利行使されたことで、247百万円の資金調達を行っております。

④重要な組織再編等の状況

当社は、2023年6月1日を効力発生日として、「ASAHI EITOホールディングス株式会社」へと商号変更し、衛生機器事業及び洗面機器関連商品の販売事業を、当社の100%子会社となるアサヒ衛陶株式会社に承継させる会社分割（新設分割）を行いました。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 70 期 (2019. 12～ 2020. 11)	第 71 期 (2020. 12～ 2021. 11)	第 72 期 (2021. 12～ 2022. 11)	第 73 期 (当連結会計年度) (2022. 12～ 2023. 11)
売 上 高 (百万円)	2,002	1,765	2,282	3,517
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	13	6	△158	△488
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	17	△41	△163	△623
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	7.56	△13.54	△49.46	△153.76
総 資 産 (百万円)	1,960	2,053	2,072	2,787
純 資 産 (百万円)	971	1,140	1,210	1,174
1株当たり純資産額 (円)	350.26	359.86	321.75	216.55

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第72期の期首から適用しており、第72期連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 70 期 (2019.12～ 2020.11)	第 71 期 (2020.12～ 2021.11)	第 72 期 (2021.12～ 2022.11)	第 73 期 (当事業年度) (2022.12～ 2023.11)
売 上 高 (百万円)	1,920	1,755	1,800	1,091
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	15	△0	△173	△254
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	18	△45	△193	△367
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	8.20	△14.60	△58.47	△90.60
総 資 産 (百万円)	1,941	2,046	1,928	1,807
純 資 産 (百万円)	973	1,146	1,202	1,400
1株当たり純資産額 (円)	350.86	361.59	323.76	275.45

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第72期の期首から適用しており、第72期連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 第73期につき、2023年6月1日付で商号変更を行い、新設分割により持株会社へ移行しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
アサヒ衛陶株式会社	10,000千円	100.00%	衛生機器及び洗面機器の製造・販売
VINA ASAHI CO., LTD.	42,351千円	100.00%	住宅設備機器の販売
株式会社アサヒホームテクノ	50,000千円	100.00%	住宅設備機器の販売及び施工
アサヒニノス株式会社	23,160千円	86.40%	リサイクル事業
山本窯業化工株式会社	97,500千円	100.00%	建築仕上塗材の開発・製造・販売
株式会社チャミ・コーポレーション	9,665千円	50.82%	輸入家具、オフィス家具及び日用品の卸販売
アサヒエレベーション株式会社	3,000千円	51.00%	住宅設備機器の施工及び建築物の内外装
フラグシップス株式会社	5,000千円	51.00%	ドローンスクール、保育園運営、ビル管理組合運営

(注) 1. 2023年6月1日付でアサヒ衛陶株式会社を新設分割いたしました。

2. 2023年8月1日付で山本窯業化工株式会社の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

3. 2023年4月5日付で簡易株式交付によりアサヒエレベーション株式会社を連結子会社といたしました。

4. 2023年8月22日付で簡易株式交付によりフラグシップス株式会社を連結子会社といたしました。

5. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	アサヒ衛陶株式会社
特定完全子会社の住所	大阪市中央区常盤町1丁目3-8
当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	887百万円
当社の総資産額	1,807百万円

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度における日本及び世界経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行し、経済活動が正常化に向かっており、景気の緩やかな回復が進んでおります。しかしながら、ウクライナ情勢の長期化によりエネルギー問題等による原材料や輸送コストの高騰、円安などにより、不確実性の高い状況が継続しております。

このような経済環境の中、当社グループは、「中期経営計画2022年～2024年」を策定し、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』を基本経営方針として住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することのできる企業体へと転換を図っております。

このような厳しい経済環境の中、当社グループは、下記に記載の対応策を実施することにより、収益性及び財務体質の改善を図って参ります。

- ・今後の事業戦略について

当社グループは、世界情勢の先行きが未だ不透明な状況の中で、海外事業だけではなく、事業多様化戦略に取り組む必要があると考えており、基幹事業である衛生陶器事業に加えて、EVスタンド機器の販売事業を立ち上げ、商業施設の運営管理や、外壁や屋根の確認に使用可能であるドローンのスクールを展開するフラグシップス株式会社を子会社化し連結グループに迎え入れました。また、海外事業においては、「Challenge Vietnam」プロジェクトを開始しベトナムでの総代理店であるAMY MAYA社とともにプロモーション活動を強化しており、新たな収益基盤の確保に努めて参ります。

- ・財務基盤の安定化

事業成長と安定した収益基盤の整備に必要な資金を調達するため、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による資金調達を行うとともに、新株予約権の行使による資金調達を行う予定です。

(5) 主要な事業内容 (2023年11月30日現在)

当社グループは、衛生機器（衛生陶器、附属器具、水洗便器セット、その他関連機器）・洗面機器（洗面化粧台、化粧鏡、天板、その他関連機器）の製造、仕入、販売及びリサイクル事業並びに住宅設備機器の施工を行っております。

(6) 主要な事業所 (2023年11月30日現在)

① 当社の主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 中 央 区

② 子会社の事業所

名 称	所 在 地
アサヒ衛陶株式会社 本社・大阪支店	大 阪 市 中 央 区
アサヒ衛陶株式会社 東京支店	東 京 都 北 区
アサヒ衛陶株式会社 九州支店	佐 賀 県 鳥 栖 市
アサヒ衛陶株式会社 中四国営業所	広 島 市 安 佐 南 区
アサヒ衛陶株式会社 香川事業所	香 川 県 東 かがわ市
VINA ASAHI CO., LTD.	ベトナム社会主義共和国
株式会社アサヒホームテクノ	大 阪 市 中 央 区
アサヒニノス株式会社	大 阪 市 中 央 区
山本窯業化工株式会社	大 阪 府 吹 田 市
株式会社チャミ・コーポレーション	東 京 都 大 田 区
アサヒエレベーション株式会社	北 九 州 市 小 倉 北 区
フラグシップス株式会社	大 阪 府 枚 方 市

(7) 使用人の状況 (2023年11月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
120名(18名)	57名増(5名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は年間の平均雇用人員を()内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
一名(一名)	54名減(13名減)	一歳	一年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は年間の平均雇用人員を()内に外数で記載しております。なお、2023年6月1日付の新設分割により使用人全員が新設会社へ転籍をしたため、2023年11月30日現在の使用人はおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年11月30日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社日本政策金融公庫	357
株式会社池田泉州銀行	133
株式会社りそな銀行	97
株式会社みずほ銀行	44
株式会社三井住友銀行	26
株式会社京都銀行	8
株式会社関西みらい銀行	8

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年6月1日を効力発生日として、「ASAHI EITOホールディングス株式会社」へと商号変更し、衛生機器事業及び洗面機器関連商品の販売事業を、当社の100%子会社となるアサヒ衛陶株式会社に承継させる会社分割(新設分割)を行いました。これにより、ASAHI EITOホールディングス株式会社は、持株会社へ移行いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年11月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 9,000,000株
② 発行済株式の総数 4,516,369株

(注)新株予約権の権利行使及び簡易株式交付による新株式の発行により、発行済株式の総数は822,469株増加しております。

- ③ 株主数 2,743名
④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
楽天証券株式会社	262,400	5.81
CHINA GALAXY INTERNATIONAL SECURITIES (HONG KONG) CO., LIMITED-MARGIN CLIENT ACCOUNT	141,800	3.14
星野和也	135,600	3.00
金井和彦	130,600	2.89
瀬戸口正章	125,000	2.77
江田尚之	114,000	2.53
田中威之	100,000	2.22
岡部宏明	93,024	2.06
J P モルガン証券株式会社	78,800	1.75
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	72,700	1.61

(注) 持株比率は、自己株式(2,136株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2023年11月30日現在)

該当事項はありません。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等の状況 (2023年11月30日現在)

第5回新株予約権	6,690個	669,000株
第7回新株予約権	3,192個	319,200株
第8回新株予約権	1,740個	174,000株
第9回新株予約権	1,950個	195,000株

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年11月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長 兼社長執行役員 (代表取締役)	星 野 和 也	セブンスター貿易株式会社 代表取締役 eightloop株式会社 取締役
取締役 専務執行役員	山 口 和 秋	アサヒ衛陶株式会社 取締役 アサヒニノス株式会社 取締役 フラグシップス株式会社 取締役
取 締 役	成 田 豊	アサヒニノス株式会社 代表取締役 リベラルファイン株式会社 代表取締役
取 締 役	田 中 威 之	株式会社快縁 代表取締役 株式会社京織 代表取締役
取締役(監査等委員)	三 村 淳 司	三村公認会計士事務所 代表 株式会社リライズ・パートナーズ 代表取締役 株式会社アジュバンコスメジャパン 社外取締役 株式会社エアーイテイー 社外監査役
取締役(監査等委員)	米 津 航	米津法律事務所 弁護士
取締役(監査等委員)	棟 朝 英 美	棟朝英美税理士事務所 代表 アサヒ衛陶株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)三村淳司氏、取締役(監査等委員)米津航氏および取締役(監査等委員)棟朝英美氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会が内部監査室との連携を強化して、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役(監査等委員)三村淳司氏は、公認会計士としての専門的見地から、財務、会計全般に関する知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)米津航氏は、弁護士としての専門的見地から、コンプライアンス等企業統治に対する知見を有しております。
5. 取締役(監査等委員)棟朝英美氏は、大阪国税局、税務署長の経験、税理士としての専門的見地から、税務、財務会計に対する知見を有しております。
6. 取締役(監査等委員)三村淳司氏、取締役(監査等委員)米津航氏および取締役(監査等委員)棟朝英美氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、取締役(監査等委員)三村淳司氏、取締役(監査等委員)米津航氏および取締役(監査等委員)棟朝英美氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合で、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。

② 当事業年度中の取締役の地位、担当および重要な兼職の異動
該当事項はありません。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を
保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取
締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役で
あり、被保険者は保険料を負担しておりません。被保険者が業務に起因し
て、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る
損害が補償されます。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因
する損害は補償されない等、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬
等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであ
ります。

1. 基本方針

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同様。)の報酬は、各
取締役の業績への貢献や業務執行状況等を勘案して決定することとし、そ
の内容は月例の固定報酬及び内規に基づく退職慰労金から構成されるもの
とする。

なお、監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協
議により決定しております。

2. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時 期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の個人別の報酬等については、以下のように決定・支給す
ることとする。

・ 固定報酬

毎月一定の金額を支給することとし、各取締役の役位・職責・在任年数に
応じて、当社の業績・従業員の給与水準等を考慮しながら、総合的に勘案
して決定することとする。

・ 退職慰労金

2023年2月まで、内規に基づき毎月一定の金額の積み立てを行い、退任時
に株主総会で退職慰労金の支給について決議を行った上で、取締役会にて
業績への貢献や業務執行状況等を勘案し、具体的な支給金額の決議を行っ
た後に支給を行うこととしておりました。2023年2月27日開催の定時株主
総会にてご決議いただき、株式報酬型ストックオプション(新株予約権)
の発行へ変更となりました。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けることとする。その権限の内容及び最良の範囲は、株主総会にて定めた報酬等総額の限度額の範囲内での固定報酬の決定についてである。

- ロ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬額につき代表取締役社長が算定した金額・内容については、社外取締役である監査等委員である取締役が問題ないことを確認した上で決定していることから、取締役会としては当該内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員数
		固定報酬	退職 慰労金	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	185,860 (-)	37,350 (-)	700 (-)	147,810 (-)	4名 (1名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	7,200 (7,200)	7,200 (7,200)	- (-)	- (-)	3名 (3名)
合計 (うち社外取締役)	193,060 (7,200)	44,550 (7,200)	700 (-)	147,810 (-)	7名 (3名)

- (注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 退職慰労金には、役員退職慰労引当金の当事業年度繰入額を記載しております。
3. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2016年2月26日開催の第65回定時株主総会において年額80万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は3名であります。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年2月26日開催の第65回定時株主総会において年額20万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時の取締役(監査等委員)の員数は3名であります。
5. 非金銭報酬等の内容は、当社株式であり退職慰労金に代えて発行された第9回新株予約権であり、その行使条件は発行要項のとおりであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	当 社 と の 関 係
社外取締役 (監査等委員)	三 村 淳 司	三村公認会計士事務所 代表 株式会社リライズ・パートナ ーズ 代表取締役 株式会社エーアイテイー 社外監査役 株式会社アジュバンコスメジ ャパン 社外取締役	特別な関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	米 津 航	米津法律事務所 弁護士	特別な関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	棟 朝 英 美	棟朝英美税理士事務所 代表 アサヒ衛陶株式会社 監査役	特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度の主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	氏 名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	三 村 淳 司	当事業年度開催の取締役会20回中19回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会18回全てに出席しており、主に公認会計士としての専門的見地から発言を適宜行っておりました。さらに、上記以外の社内の会議にも参加して適宜助言・指導を行うなど、期待される役割を果たして参りました。
社外取締役 (監査等委員)	米 津 航	当事業年度開催の取締役会20回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会18回中17回に出席しており、主に弁護士としての専門的見地から発言を適宜行っておりました。さらに、上記の会議以外においても個別に助言・指導を行うなど、期待される役割を果たして参りました。
社外取締役 (監査等委員)	棟 朝 英 美	当事業年度開催の取締役会20回中19回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会18回中17回に出席しており、主に税理士としての専門的見地から発言を適宜行っておりました。さらに、上記の会議以外においても個別に助言・指導を行うなど、期待される役割を果たして参りました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が11回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 監査法人アリア

② 報酬等の額

	支 払 額
	千円
・当事業年度に係る報酬等の額	19,800
・当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	19,800

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アリアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任に対し、法令が規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての整備状況および当該体制の運用状況は次のとおりであります。

1. 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役、使用人を含めた行動指針として法令遵守、社会規範、社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

取締役会は、取締役会規程、職務権限規程等の職務の執行に関する社内規程を制定し、取締役、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。内部監査室を設置し、コンプライアンス体制の構築および維持向上を推進する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報および文書の取扱いについて、文書取扱規程に従い保存および管理することとする。

取締役は、これらの情報を閲覧できるものとする。

3. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および海外子会社の損失の危険については、リスク管理に関する基本方針をリスク管理規程に定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備・構築する。各部門はリスク管理規程に定義されたリスクに対して管理を行い、経営管理部が各部門のリスク管理を横断的に管理・支援する。内部監査室は、各部門が効果的にリスク管理を行えるよう助言・調整を行うとともに、経営管理部と連携して実施状況の監査を行うものとする。

また経営上重要な事項については、リスク管理規程に従い執行役員会において定期的に審議を行うほか、取締役会に報告を行うものとする。

4. 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は毎月1回定期的に開催のほか、必要に応じて随時開催して、会社経営方針をはじめ重要事項の審議・決定を行うものとする。

取締役、執行役員および取締役が必要と認めた者により構成される執行役員会を毎月定期的に開催し、経営に重要な影響を及ぼす事項または全社に係る重要な事項の審議を行うとともに、各部署の主要な施策と事業計画に関する予算実績の進捗状況の確認を行うものとする。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および海外子会社における業務の適正を確保するために、共通の経営理念および行動指針の周知徹底を取締役・使用人に図る。また、「海外子会社管理規程」を制定し、海外子会社の管理運営体制を構築している。

海外子会社の取締役・使用人が、重大な法令・定款違反および不正行為を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、当社取締役会に報告する。当社取締役会は、当該事項について審議を行い、必要と認める場合、海外子会社に対し適切な措置を講じるように指示する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置く体制と当該使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の人選、異動等人事権に係る事項の決定には監査等委員会の同意を得ることとする。

また、当該使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属するものとする。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

当社および海外子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社および海外子会社に重要な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに監査等委員会に報告することとする。

また、当社および海外子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人は、監査等委員会から業務の執行に関する事項およびその他の重要な事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適正に対応するものとする。

8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社および海外子会社の役員および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

9. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は業務上重要な会議への出席および議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができる。

また、監査等委員会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)および重要な使用人から、個別ヒヤリングの機会を設けるとともに、定期的に監査法人および内部監査室との意見交換を行い、必要に応じて代表取締役と意見交換を行うことができる。

11. 当該体制の運用状況

当社は、2016年2月26日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の議決権を有する監査等委員が行うことによる監査・監督機能の強化およびコーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。内部監査室は、監査等委員および会計監査人と連携して内部監査計画に基づき、財務に係る内部統制の評価を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに必要に応じて改善策の指導・支援を行っております。

また、内部監査室は、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、取締役・使用人に対しコンプライアンスに関する研修を実施するなど啓蒙活動を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

2023年2月開催の定時株主総会においてご決議いただきました「買収防衛策」に従って対応いたします。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業の本質、当社の企業理念及び当社企業価値の源泉、取引先企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係の重要性を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとと考えております。

II. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、大規模買付者に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えています。

当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えています。当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランの導入が必要であるとの結論に達しました。

Ⅲ. 取組みに対する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとし、なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反する虞がある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご意見を伺うべく、当社株主総会を招集することができるものとし、また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合、又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

連結貸借対照表

(2023年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,869,801	流動負債	680,189
現金及び預金	385,029	支払手形及び買掛金	246,831
電子記録債権	118,719	1年内返済予定の 長期借入金	156,775
受取手形及び売掛金	563,416	未払金	182,653
商品及び製品	609,613	未払費用	23,157
原材料	90,415	未払法人税等	17,174
仕掛品	17,406	未払消費税等	8,853
前渡金	20,477	賞与引当金	9,473
その他	79,382	製品保証引当金	7,192
貸倒引当金	△14,659	その他	28,076
固定資産	917,419	固定負債	932,857
有形固定資産	578,795	長期借入金	725,319
建物	55,375	退職給付に係る負債	156,255
車両運搬具	6,167	役員退職慰労引当金	2,991
工具、器具及び備品	4,272	預り営業保証金	29,860
土地	512,979	その他	18,430
無形固定資産	171,219	負債合計	1,613,046
のれん	168,023	(純資産の部)	
ソフトウェア	302	株主資本	1,015,746
借地権	2,893	資本金	2,178,290
投資その他の資産	167,404	資本剰余金	776,081
投資不動産	61,532	利益剰余金	△1,936,619
投資有価証券	1,182	自己株式	△2,005
出資金	390	その他の包括利益累計額	△38,181
差入保証金	39,554	為替換算調整勘定	△38,181
生命保険積立金	29,241	新株予約権	157,352
長期未収入金	71,789	非支配株主持分	39,256
その他	35,504	純資産合計	1,174,173
貸倒引当金	△71,789		
資産合計	2,787,220	負債及び純資産合計	2,787,220

連結損益計算書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,517,737
売上原価		2,668,364
売上総利益		849,372
販売費及び一般管理費		1,319,648
営業損失		470,275
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	705	
業務受託料	14,700	
その他	15,996	31,402
営業外費用		
支払利息	4,453	
支払手数料	9,903	
有価証券売却損	6,282	
その他	28,936	49,576
経常損失		488,449
特別利益		
固定資産売却益	3,940	3,940
特別損失		
固定資産除却損	12,095	
賃貸借契約解約損	4,860	
投資有価証券評価損	5,449	
減損損失	112,013	134,418
税金等調整前当期純損失		618,928
法人税、住民税及び事業税	5,679	5,679
当期純損失		624,608
非支配株主に帰属する当期純損失		1,394
親会社株主に帰属する当期純損失		623,213

連結株主資本等変動計算書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	1,970,615	568,405	△1,313,406	△2,005	1,223,609
当連結会計年度変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	124,687	124,687			249,375
株式交付による増加	82,987	82,987			165,975
親会社株主に帰属する当期純損失			△623,213		△623,213
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	207,675	207,675	△623,213	△0	△207,863
当連結会計年度末残高	2,178,290	776,081	△1,936,619	△2,005	1,015,746

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	△35,767	△35,767	7,386	15,214	1,210,443
当連結会計年度変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)					249,375
株式交付による増加					165,975
親会社株主に帰属する当期純損失					△623,213
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△2,414	△2,414	149,965	24,042	171,593
当連結会計年度変動額合計	△2,414	△2,414	149,965	24,042	△36,270
当連結会計年度末残高	△38,181	△38,181	157,352	39,256	1,174,173

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、「中期経営計画2022年～2024年」を策定し、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』を基本経営方針として住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することのできる企業体へと転換を図っております。

しかしながら、当連結会計年度においても海外事業が伸び悩んでいること等、十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にあります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。このような状況を早期に解消すべく、下記に記載の対応策を実施することにより、収益性及び財務体質の改善を図って参ります。

・今後の事業戦略について

当社グループは、世界情勢の先行きが未だ不透明な状況の中で、海外事業だけではなく、事業多様化戦略に取り組む必要があると考えており、基幹事業である衛生陶器事業に加えて、EVスタンド機器の販売事業を立ち上げ、商業施設の運営管理や、外壁や屋根の確認に使用可能であるローンのスクールを展開するフラグシップス株式会社を子会社化し連結グループに迎え入れました。また、海外事業においては、「Challenge Vietnam」プロジェクトを開始しベトナムでの総代理店であるAMY MAYA社とともにプロモーション活動を強化しており、新たな収益基盤の確保に努めて参ります。

・財務基盤の安定化

事業成長と安定した収益基盤の整備に必要な資金を調達するため、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による資金調達を行うとともに、新株予約権の行使による資金調達を行う予定です。

しかしながら、これらの諸施策は新規事業の立ち上げも含まれていることから計画通りの進捗が確約されているものではなく、今後の事業の進捗状況によっては、資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・連結子会社の名称

8社（うち新規4社）
アサヒ衛陶株式会社
VINA ASAHI CO.,LTD.
株式会社アサヒホームテクノ
アサヒニノス株式会社
株式会社チャミ・コーポレーション
アサヒエレベーション株式会社
フラグシップス株式会社
山本窯業化工株式会社

・連結の範囲の変更

当連結会計年度から、新設分割として設立したアサヒ衛陶株式会社、新規に出資を行ったアサヒエレベーション株式会社及びフラグシップス株式会社、企業買収を行った山本窯業化工株式会社を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

VINA ASAHI CO., LTD. の決算日は9月30日であります。

株式会社アサヒホームテクノの決算日は11月30日であります。

アサヒニノス株式会社の決算日は11月30日であります。

株式会社チャミ・コーポレーションの決算日は7月31日であります。

アサヒエレベーション株式会社の決算日は11月30日であります。

フラグシップス株式会社の決算日は11月30日であります。

山本窯業化工株式会社の決算日は9月30日であります。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、VINA ASAHI CO., LTD. 及び山本窯業化工株式会社は同決算日現在の計算書類を使用しております。但し、10月1日から連結決算日11月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。株式会社チャミ・コーポレーションは11月30日現在の仮決算における計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のないもの以外

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。）

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

商品及び製品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）および投資不動産

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 3年～53年

工具、器具及び備品 2年～18年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

期末日現在に有する売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるために、翌連結会計年度の支給予定額のうち当連結会計年度に属する支給対象期間見合額を計上しております。

- | | |
|--------------|--|
| ハ. 製品保証引当金 | 製品の保証に備えるため、無償修理実績率により引当金を計上しております。 |
| ニ. 役員退職慰労引当金 | 役員退職慰労金の支払いに備えるために、内規に基づく期末支給額を計上しております。 |

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

住宅設備機器事業においては、主に衛生機器及び洗面機器の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品及び製品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品及び製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は、期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」に含めて計上しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間（60か月）で均等償却しています。

(5) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当期連結計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

112,013千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、保有する固定資産のうち減損の兆候があると認められる資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を正味売却価額又は使用価値まで減損処理しております。

今後の事業計画や市場環境の変動等により、資産の使用範囲の変更や回収可能価額を著しく低下する事象が生じた場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

棚卸資産評価損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 23,482千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、過去の販売・使用実績及び今後の販売・使用見込みから考えて収益性が低下していると見込まれる在庫については、社内規定に基づいて算出した評価損金額を帳簿価額から切り下げ、当該評価損金額を連結損益計算書に計上しております。

今後の在庫の販売・使用が減少することにより、収益性が低下していると見込まれる在庫が増加する場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

定期預金	80,866千円
土地	507,871千円
投資不動産	61,532千円
計	630,269千円

上記物件は、1年内返済予定の長期借入金124,961千円ならびに長期借入金535,387千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 24,832千円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,693,900	822,469	—	4,516,369

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加581,800株は新株予約権の行使による新株式の発行によるものであり、240,669株は簡易株式交付による新株式の発行によるものであります。

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,135	1	—	2,136

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
		当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
第5回新株予約権	普通株式	1,029,800	—	360,800	669,000	1,297
第6回新株予約権	普通株式	203,000	—	203,000	—	—
第7回新株予約権	普通株式	—	337,200	18,000	319,200	4,373
第8回新株予約権	普通株式	—	174,000	—	174,000	3,871
第9回新株予約権	普通株式	—	195,000	—	195,000	147,810

9. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、住宅設備機器事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 2022年12月1日 至 2023年11月30日)
衛生機器	1,212,725
洗面機器	768,166
リサイクル事業	655,151
その他	875,503
顧客との契約から生じる収益	3,511,545
その他の収益	6,192
外部顧客への売上高	3,517,737

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により行う方針であります。デリバティブは為替変動リスクを回避するために利用しており投機的な投資は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびに管理体制

営業債権である電子記録債権、受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、営業部及び企画管理部にて与信管理規程に沿って相手先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、信用状況を定期的にモニタリングしリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、市場の価格変動リスク及び発行体の財務リスクに晒されております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、企画管理部にて月次に資金繰計画を作成して管理しております。なお、デリバティブは為替リスク管理規程に従い、実需の範囲内で行うこととしております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない金融商品等は、含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	1,182	1,182	—
資産計	1,182	1,182	—
長期借入金	882,095	864,422	△17,673
負債計	882,095	864,422	△17,673

(※1) 現金及び預金、電子記録債権、受取手形及び売掛金、短期貸付金、支払手形及び買掛金、未払金等は、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることなどから、記載を省略しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に係る相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルの時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表に計上しない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計 (千円)
長期借入金	—	864,422	—	864,422
負債計	—	864,422	—	864,422

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金は、元利合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	385,029	—	—	—
電子記録債権	118,719	—	—	—
受取手形及び売掛金	563,416	—	—	—
合計	1,067,164	—	—	—

(5) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年内返済 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	156,775	161,678	114,101	101,582	122,731	225,228

11. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、栃木県において、賃貸用の倉庫（土地を含む。）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
61,532千円	85,000千円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産評価書に基づく金額であります。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

216円55銭

(2) 1株当たり当期純損失

153円76銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	322,279	流 動 負 債	178,296
現金及び預金	145,111	短期借入金	70,000
売掛金	18,590	1年内返済予定の長期借入金	75,966
短期貸付金	357,894	前受金	2,172
その他	8,482	未払金	8,682
貸倒引当金	△207,800	未払費用	166
固 定 資 産	1,485,667	未払法人税等	14,814
有形固定資産	254,767	未払消費税等	5,123
土地	254,767	預り金	1,371
投資その他の資産	1,230,900	固 定 負 債	228,873
投資不動産	61,532	長期借入金	223,332
投資有価証券	0	役員退職慰労引当金	2,991
関係会社株式	1,157,912	事業損失引当金	969
差入保証金	11,456	その他	1,580
資 産 合 計	1,807,947	負 債 合 計	407,170
		純 資 産 の 部	
		株主資本	1,243,424
		資本金	2,178,290
		資本剰余金	775,039
		資本準備金	775,039
		利益剰余金	△1,707,900
		その他利益剰余金	△1,707,900
		繰越利益剰余金	△1,707,900
		自己株式	△2,005
		新株予約権	157,352
		純 資 産 合 計	1,400,776
		負債及び純資産合計	1,807,947

損 益 計 算 書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,091,087
売 上 原 価		683,927
売 上 総 利 益		407,159
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		649,627
営 業 損 失		242,468
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	11,315	
そ の 他	19,896	31,212
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,869	
そ の 他	40,345	43,214
経 常 損 失		254,470
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5,449	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	969	
子 会 社 株 式 評 価 損	49,999	
減 損 損 失	52,797	109,217
税 引 前 当 期 純 損 失		363,688
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,500	3,500
当 期 純 損 失		367,188

株主資本等変動計算書

(2022年12月1日から
2023年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	自己株式		
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	1,970,615	567,364	△1,340,712	△1,340,712	△2,005	1,195,261
当 期 変 動 額						
新株の発行(新株予約 権の行使)	124,687	124,687				249,375
株式交付による増加	82,987	82,987				165,975
当 期 純 損 失			△367,188	△367,188		△367,188
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	207,675	207,675	△367,188	△367,188	△0	48,162
当 期 末 残 高	2,178,290	775,039	△1,707,900	△1,707,900	△2,005	1,243,424

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	7,386	1,202,648
当 期 変 動 額		
新株の発行(新株予約 権の行使)		249,375
株式交付による増加		165,975
当 期 純 損 失		△367,188
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	149,965	149,965
当 期 変 動 額 合 計	149,965	198,127
当 期 末 残 高	157,352	1,400,776

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、「中期経営計画2022年～2024年」を策定し、『住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへ』を基本経営方針として住宅設備機器製造事業から派生する事業を事業多様化戦略により展開し、より幅広く、より多くの方々に、より良い「住まいと暮らし」を提供することのできる企業体へと転換を図っております。

しかしながら、当事業年度においても海外事業が伸び悩んでいること等、十分な収益力および財務体質の改善に至っていない状況にあります。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。このような状況を早期に解消すべく、下記に記載の対応策を実施することにより、収益性および財務体質の改善を図って参ります。

・今後の事業戦略について

当社は、世界情勢の先行きが未だ不透明な状況の中で、海外事業だけではなく、事業多様化戦略に取り組む必要があると考えており、基幹事業である衛生陶器事業に加えて、EVスタンド機器の販売事業を立ち上げました。また、海外事業においては、「Challenge Vietnam」プロジェクトを開始しベトナムでの総代理店であるAMY MAYA社とともにプロモーション活動を強化しており、新たな収益基盤の確保に努めて参ります。

・財務基盤の安定化

事業成長と安定した収益基盤の整備に必要な資金を調達するため、第三者割当による新株式および新株予約権の発行による資金調達を行うとともに、新株予約権の行使による資金調達を行う予定です。

しかしながら、これらの諸施策は新規事業の立ち上げも含まれていることから計画通りの進捗が確約されているものではなく、今後の事業の進捗状況によっては、資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があることから、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められません。

なお、当社の計算書類及び附属明細書は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のないもの以外

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。)

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産および投資不動産 但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物	3～53年
工具、器具および備品	2～18年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

期末日現在に有する売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支払いに備えるために、内規に基づく期末支給額を計上しております。
- ③ 事業損失引当金 関係会社の事業損失に備えるために、計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

住宅設備機器事業においては、主に衛生機器および洗面機器の製造および販売を行っております。このような商品および製品の販売については、顧客に商品および製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品および製品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品および製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当期計算書類表に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

7. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	定期預金	60,866千円
	土地	254,767千円
	投資不動産	61,532千円
	計	377,165千円

上記物件は、1年内返済予定の長期借入金75,966千円ならびに長期借入金223,332千円の担保に供しております。

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	384,408千円

8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	81,718千円
仕入高	78千円
販売費および一般管理費	6,875千円
雑収入	3,844千円
受取利息	11,314千円

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結注記表「9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

10. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
自己株式				
普通株式	2,135	1	—	2,136

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1株は単元未満株式の買取りによる増加であります。

11. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産評価損	—千円
投資有価証券評価損	1,666千円
貸倒引当金	63,545千円
退職給付引当金	—千円
繰越欠損金	352,549千円
その他	119,891千円
繰延税金資産小計	537,652千円
評価性引当額	△537,652千円
繰延税金資産合計	—千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

当事業年度は、税引前当期純損失のため、注記を省略しております。

12. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輛および事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

13. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	アサヒ衛陶株式会社	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 売上高	74,076 60,600	短期貸付金 売掛金	74,076 11,110
子会社	V I N A A S A H I C O . , L T D .	所有 直接100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 利息の受取 売上高	186,198 172,622 10,095 3,000	短期貸付金 未収入金	205,718 7,311
子会社	株式会社 アサヒホーム テクノ	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付 資金の回収 利息の受取 売上高	18,100 3,600 199 600	短期貸付金 未収入金 売掛金	18,100 147 3,410
子会社	アサヒニ ノス株式 会社	所有 直接86.4%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収 利息の受取 売上高 雑費	80,000 70,000 1,018 2,400 2,199	短期貸付金 未収入金 売掛金	60,000 420 220
子会社	株式会社 チャミ・コ ーポレー ション	所有 直接50.8%	売上高 役員の兼任	売上高	3,418	売掛金	550
子会社	アサヒエ レベーン 株式会 社	所有 直接51.0%	売上高 役員の兼任	売上高	5,400	売掛金	990
子会社	フラグシ ップス株 式会 社	所有 直接51.0%	売上高 役員の兼任	売上高	1,800	売掛金	660
子会社	山本窯業 化工株式 会社	所有 直接100%	売上高 資金の借入 役員の兼任	資金の借入 売上高 支払利息	70,000 4,500 166	短期借入金 売掛金 未払費用	70,000 1,650 166

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

2. 子会社への貸倒懸念債権(短期貸付金および長期貸付金)に対し、207,800千円の貸倒引当金を計上しております。

また、当事業年度において24,609千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

14. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額
- (2) 1株当たり当期純損失

275円45銭
90円60銭

15. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年1月24日

ASAHI EITOホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ASAHI EITOホールディングス株式会社の2022年12月1日から2023年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ASAHI EITOホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、当連結会計年度においても海外事業が伸び悩んでいること等、十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にある。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤り

の兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年1月24日

ASAHI EITOホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木秀俊
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中康之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ASAHI EITOホールディングス株式会社の2022年12月1日から2023年11月30日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度においても海外事業が伸び悩んでいること等、十分な収益力及び財務体質の改善に至っていない状況にある。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又

は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年12月1日から2023年11月30日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告書に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年1月24日

ASAHI EITOホールディングス株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 三 村 淳 司 ㊞

監 査 等 委 員 米 津 航 ㊞

監 査 等 委 員 棟 朝 英 美 ㊞

(注) 監査等委員三村淳司及び米津航並びに棟朝英美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

将来の事業拡大に備えた機動的な資本政策の実行を可能とするため、発行可能株式総数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>900万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,800万株</u> とする。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、監査等委員会として指摘すべき事項がない旨を確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	ほしの かず や 星野和也 (1980年12月5日生)	2005年3月 セブンスター貿易株式会社 創業 2007年5月 セブンスター貿易株式会社 代表取締役 (現任) 2011年2月 eightloop株式会社 取締役(現任) 2020年7月 カントリーガーデン・ジャパン株式会社 代表取締役 2021年4月 中小企業ホールディングス株式会社 (現:株式会社創建エース) 取締役 2021年11月 当社代表取締役会長 2022年1月 株式会社アサヒホームテクノ 取締役 2022年1月 当社代表取締役会長兼社長(現任) (重要な兼職の状況) セブンスター貿易株式会社 代表取締役 eightloop株式会社 取締役	135,600株
【選任の理由】 星野和也氏は、当社の代表取締役会長兼社長として、住宅設備メーカー企業から「住まいと暮らし」創造企業グループへの転換を図るべく、事業の多角化を推進しました。当社のアジアパシフィック地域における事業展開、異業種間のパートナーシップ構築には、強いリーダーシップが不可欠であり、引き続き、同氏を取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	あさ のぶ ゆき 浅野 宣之 (1976年12月13日生)	1999年4月 富国生命保険相互会社 入社 2004年4月 みずほインベスターズ証券株式会社 (現：みずほ証券) 入社 2008年1月 株式会社日本M&Aセンター 入社 2013年7月 上海阿模昂阿商務諮詢有限公司 董事長 2015年9月 株式会社ジャパンインベストメントアド バイザー 入社 2018年4月 名南M&A株式会社 入社 2023年6月 株式会社マネージメントリファイン 代 表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社マネージメントリファイン 代表取締役	一株
【選任の理由】 浅野宣之氏は、15年に亘るM&Aアドバイザリーの知識と経験、PMIノウハウを有します。 今後の積極的なM&A指針とシナジー創出は、当社の中長期的企業価値の向上に資する と考え、同氏を取締役候補者としました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	うえ の やす し 志 上 野 泰 志 (1968年2月3日生)	1992年7月 当社入社 2009年12月 当社大阪支店長 2010年12月 当社執行役員西日本営業部長 2011年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼海外事業担当 2011年7月 VINA ASAHI Co.,Ltd. 代表取締役(現任) 2011年12月 当社執行役員国際事業室長兼営業本部副本部長 2012年2月 当社取締役・国際事業室長兼営業本部副本部長 2013年2月 当社取締役・国際事業室長兼営業本部副本部長兼東日本営業部統括部長 2014年12月 当社取締役・国際事業室長兼営業本部副本部長 2015年2月 当社取締役・営業本部長 2016年12月 当社取締役・営業本部長兼西日本営業部長 2017年12月 当社取締役・営業本部副本部長兼新規事業部長 2019年12月 当社取締役・海外事業部長 2021年11月 当社執行役員・海外事業部長 2023年6月 アサヒ衛陶株式会社 取締役 2023年8月 山本窯業化工株式会社 代表取締役(現任) 2023年12月 アサヒ衛陶株式会社 取締役専務執行役員・海外事業部長(現任) (重要な兼職の状況) VINA ASAHI Co.,Ltd. 代表取締役 アサヒ衛陶株式会社 取締役 山本窯業化工株式会社 代表取締役	9,799株
【選任の理由】 上野泰志氏は、主に営業部門で豊富な経験を有し、営業全般に関する高い見識と実績を有しております。今後ベトナムでの事業活動の拡大と企業価値向上のために必要な人材と判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	なり た ゆたか 成 田 豊 (1982年1月28日生)	2007年7月 有限会社華越 入社 2010年6月 ブルーシー貿易株式会社 入社 2012年8月 リベラルファイン株式会社 入社 2017年3月 リベラルファイン株式会社 代表取締役 (現任) 2021年11月 当社取締役(現任) 2022年3月 アサヒニノス株式会社 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) リベラルファイン株式会社 代表取締役 アサヒニノス株式会社 代表取締役	22,600株
【選任の理由】 成田豊氏は、貿易会社の経営者であり、東南アジア、中国、香港、台湾等のビジネスにおいて幅広い知識・経験を有していることから、当社の取扱商品の海外販路開拓等において、大いなる貢献が期待できると考え、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。			
5	た なか たけ ゆき 田 中 威 之 (1980年8月6日生)	2004年4月 株式会社長谷工コーポレーション 入社 2012年9月 有限会社さきの館(現 株式会社京織) 入社 2013年6月 株式会社快縁 代表取締役(現任) 2014年8月 アンジュ株式会社 専務取締役 2016年7月 株式会社京織 常務取締役 2021年11月 当社執行役員 2022年2月 当社取締役(現任) 2023年4月 株式会社京織 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社快縁 代表取締役 株式会社京織 代表取締役	100,000株
【選任の理由】 田中威之氏は、小売業及び卸売業界における豊富な知識・経験を活かし、複数の企業における経営実績を有しております。また、建築業・不動産業界における知識・経験から、住宅関連の商品開発及び販売に関するノウハウ等も有しております。同氏の経営実績やノウハウは、当社の今後の取り組みに対する大いなる貢献が期待できると考え、引き続き、同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	何君雄 (1969年8月26日生) (Mr. Peter Ho)	2000年 人人控股有限公司 [RENREN HOLDINGS] CEO 2002年 Royal Alliance Capital (香港) 2005年 UBS 瑞士銀行 (香港) 2013年 Squadron Holdings Limited (香港)	一株
<p>【選任の理由】 何君雄氏は、アジアパシフィック地域における投資銀行業務の専門家であり、30年に亘るファイナンス・IPO・M&Aの知見を有します。 同氏を通じた香港の起業家・CEOコミュニティとの連携は、当社の海外展開とイノベーション推進に大きく貢献すると考え、社外取締役候補者としました。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役が業務に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が補償されます。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補償されない等、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員が、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
1	みむらじゅんじ 三村淳司 (1978年4月28日生)	2002年10月 新日本監査法人(現：EY新日本有限責任監査法人) 入所 2006年5月 公認会計士登録 2012年2月 三村公認会計士事務所開設 代表(現任) 株式会社幸和製作所 社外監査役 2013年8月 株式会社リライズ・パートナーズ設立 代表取締役(現任) 2015年6月 株式会社アジュバンコスメジャパン社外取締役(現任) 東和薬品株式会社 社外監査役 2017年5月 株式会社エーアイティー 社外監査役(現任) 2022年2月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 三村公認会計士事務所 代表 株式会社リライズ・パートナーズ 代表取締役 株式会社エーアイティー 社外監査役 株式会社アジュバンコスメジャパン 社外取締役	一株
<p>【選任理由及び期待される役割】 三村淳司氏は、公認会計士として多くの企業のコンサルティング、M&A関連業務、決算・内部管理体制構築支援などに携わってきた豊富な経験や実績を有しております。その経験等を活かして当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保に貢献することを期待できることから、引き続き同氏を社外の監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式の数
2	よね づ わたる 米 津 航 (1974年1月17日生)	1999年4月 弁護士登録 尚和法律事務所 入所 2004年9月 内閣府国民生活局(現消費者庁) 企画課課長補佐 2006年9月 郷原・米津法律事務所設立 弁 護士 2015年8月 米津・村岡法律事務所設立 弁 護士 2021年10月 米津法律事務所 弁護士(現任) 2022年2月 当社取締役(監査等委員)(現 任) (重要な兼職の状況) 米津法律事務所 弁護士	一株
<p>【選任理由及び期待される役割】</p> <p>米津航氏は、長年に亘る弁護士としての職歴を通じた豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しております。その経験等を活かし、主に法令遵守に関して、当社の適切な監督および経営の健全性確保に貢献することを期待できることから、直接会社経営に関与された経験はございませんが、引き続き同氏を社外の監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
3	むね とも ひで み 棟 朝 英 美 (1959年12月30日生)	1983年4月 大阪国税局 採用 2013年7月 大阪国税局 今津税務署長 2019年7月 同 旭税務署長 2020年7月 退官 2020年8月 税理士登録 2020年9月 棟朝英美税理士事務所 代表 (現任) 2022年2月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 棟朝英美税理士事務所 代表	一株
<p>【選任理由及び期待される役割】</p> <p>棟朝英美氏は、長年国税局や税務署などでの税務行政に携わってきた豊富な経験・実績を有しております。主に税務および会計の専門家の観点から、当社の適切な監督および経営の健全性確保に貢献することを期待できるため、直接会社経営に関与された経験はございませんが、引き続き同氏を社外の監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役が業務に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が補償されます。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補償されない等、一定の免責事由があります。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 三村淳司氏、米津航氏および棟朝英美氏は社外取締役候補者であります。また、各氏は、東京証券取引所の定める独立性の要件を満たしており、各氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、三村淳司氏、米津航氏および棟朝英美氏の選任が承認された場合には、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式の数
みやさきただお 宮崎忠雄 (1964年11月6日生)	1986年1月 行政書士試験 合格 1986年11月 社会保険労務士試験 合格 1987年8月 社会保険労務士登録・開業 1994年7月 行政書士登録・開業 2019年12月 海事代理士試験合格 2020年2月 海事代理士登録・開業	一株
<p>【選任理由及び期待される役割】</p> <p>宮崎忠雄氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与しておりませんが、行政書士や社会保険労務士として多くの企業に携わってきた豊富な経験や実績を有しており、職務を適切に追行できるものと判断しております。監査等委員である取締役に就任した場合、その経験等を活かして当社の経営全般の監督機能および当社グループのガバナンス強化のために尽力いただけることを期待しております。</p>		

- (注) 1. 宮崎忠雄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役が業務に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が補償されます。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補償されない等、一定の免責事由があります。候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 当社は、宮崎忠雄氏の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

以上

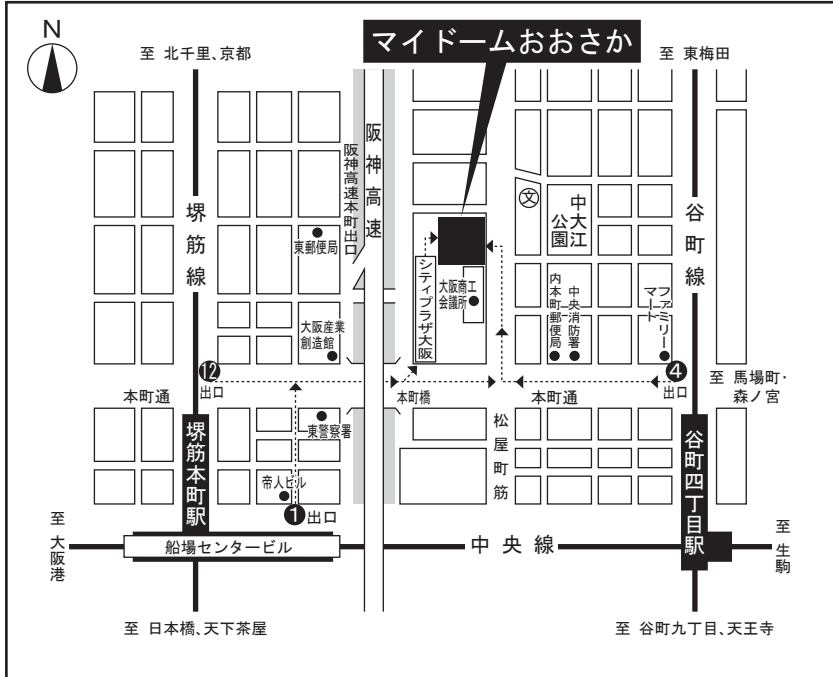
株主総会会場ご案内略図

ASAHI EITO ホールディングス 株式会社

大阪市中央区本町橋 2 番 5 号

マイドームおおさか 8 階 第 3 会議室

TEL 06-6947-4321



交通のご案内

- ・ 地下鉄堺筋線、中央線「堺筋本町」駅の①⑫番出口から徒歩約 7 分
- ・ 地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅の④番出口から徒歩約 7 分

お願い

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。